

第6回新見市水道事業運営審議会 会議録

【日 時】 平成31年4月22日（月）13:30～15:30

【場 所】 新見市役所 南庁舎3階 大会議室

【出席者】

- ・ 委 員 中川和洋会長、立花副会長、小河委員、小郷委員、西川委員、豊田委員、赤坂委員、林和美委員、中川初美委員、三上委員、松田委員、大西委員、林司朗委員、赤木委員、計14名
(欠席・・・妹尾委員、山崎委員、内田委員、長江委員 計4名)
- ・ 市関係者 西村建設部長
- ・ アドバイザ 井谷公認会計士（有限責任監査法人トーマツ）
- ・ 事務局 大西課長、吉川課長補佐、深田主査、山本主査

【議事次第】

○第6回新見市水道事業運営審議会

1. 開会
2. あいさつ
3. 議題
 - (1) 前回までの審議会の振り返りについて
 - (2) 料金体系案（改定案）について
 - (3) ご審議頂きたい事項について
 - (4) その他
4. その他
5. 閉会

<配布資料>

- ・ 第6回新見市水道事業運営審議会資料
- ・ パターン別料金改定案

【会議内容】

○第6回新見市水道事業運営審議会

1. 開会
大西課長

2. あいさつ

中川和洋会長

皆さん、こんにちは。桜の花も終わり、大変いい季候になって参りました。本日は、第6回新見市水道事業運営審議会となりました。これまで事務局より、丁寧な説明、それからわかりやすい資料をお示しいただき、また、委員の皆様にも、昨年9月から熱心に討議していただきました。今日は、前回もう少しで結論が出そうでしたが、もう1回、会を開いた方がいいのではということで、第6回目の会議を開催させていただきました。今日の会議を持って、大方の方向性を示して、答申案の作成に向かって、取り組みができたらと思っております。皆さんの忌憚のないご意見を、活発に出していただき、本日の会議を取りまとめていきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。以上でございます。

3. 議題

(1) 前回までの審議会の振り返りについて

事務局説明

- ・第6回新見市水道事業運営審議会資料P2～3を説明

<質疑応答・意見と回答>

意見なし

(2) 料金体系案（改定案）について

事務局説明

- ・第6回新見市水道事業運営審議会資料P4を説明

<質疑応答・意見と回答>

意見なし

(3) ご審議いただきたい事項について

事務局説明

- ・第5回新見市水道事業運営審議会資料P5を説明

<質疑応答・意見と回答>

■委員

最初に、令和15年度に預金関係を80%確保したいとお示しがありました。それぞれのパターンでどれを採用したら、預金残高がいくら確保できるか、その辺を踏まえて説明願います。

□事務局

第5回審議会の資料の中で、記載しておりますが、料金総額としましては、優劣はあるものの、さほど変わらない金額になっております。その中で、基本料金と超過料金のそれぞれプラン

をお示しさせていただいていますが、どれをとってもそんなに変わらない。料金総額の変動はないと考えています。

■委 員

料金体系の80%、これは、売上げの80%であることは、分かりますが、伸びることはない。下がっても、80%を確保しているのです、運営が出来るということではないのでしょうか。

□事務局

前回第5回審議会の資料にあります、現在のキャッシュが、上水だけで、約11億5000万あります。

また、料金改定を実施することにより、15年後においても年間料金収入の80%の現金を保持できると考えています。

余程のことがない限り、問題ないかなと思います。

■委 員

余程のことがない限りと言われましたが、去年余程のことが起きました。去年のように、災害が起きた場合、復旧する費用は、年間料金収入の80%に含まれているのですか。

□事務局

預金残高があればあるだけ、それに超したことはございませんが、今の80%という数字は、前回ご説明させていただきましたが、大規模な災害があった場合については、国からの支援等があると思います。そのようなことも想定して6箇月程度、今の料金収入の半分程度があれば、何とか半年間は凌げるであろうと。6箇月以降については、国あるいは県から支援が得られると思いますし、本市の一般会計からも、ご支援いただけますので、そういった面から、年間料金収入の80%を確保するという目標について、お示しさせていただいたということでご理解いただけたらと思います。

■委 員

年間料金収入の80%を超える損害が出た場合でも、補てんがいただけるということですね。

□事務局

一般会計上からは、いただけるという法律上の条項もありますし、国、県から何らかの支援がいただけるものと考えております。

□事務局

少し補足させていただきますと、年間収入80%を目指すというのは、災害が起きた場合、その間、料金収入が得られない状況になり、その時に、支払うべき経費が払えない状況になったら困るので、年間80%、8割を現金として持っておきましょう。それはあくまでも、経費の支払のためのものであり、工事費等につきましては、国からの補助または一般会計からの繰入等で、対応していくように考えています。

■会 長

ご理解いただけたと思います。次に、料金改定の方法について

- ご意見をお願いします。
- 委員 料金は、一気に上げてしまうよりは、緩やかに上がるという周知をし、徐々に上げていく。考えとしては、分かりやすいと思いますので、私はパターン①でお願いします。
- 委員 パターン①がいいと思います。
- 委員 私は、料金を上げるのを2回ぐらいにした方がいいと思うので、パターン②です。
- 委員 私もいろいろ相談しましたところ、パターン①か②かどちらかだだと思います。基本料金を上げて、それから、超過料金を上げた方が、皆さんも分かりやすいのではないかと思いますのでパターン②です。
- 委員 パターン②です。
- 委員 パターン②です。
- 委員 周知とかいろいろな面を考えると、パターン①か②という考え方の中で、どちらかというパターン②だと思います。
- 委員 パターン①でお願いします。
- 委員 同じようにパターン①です。
- 委員 私は上水道区域ですけど、簡易水道の方の値上げが2回という声が多いようですので、私もパターン②でお願いします。
- 副会長 簡易水道側の方のことを考えると、パターン②がいいかなと思います。
- 委員 最初にパターン①と申しましたが、皆さんの意見を聞いて、パターン②に訂正させてください。
- 事務局 事務局とすれば、委員の皆さんの総意をいただきたいと思いますが、パターン①と②が半分という状況です。もう少しご意見をいただければと思います。
- 委員 今後、いろいろな料金が上がっていくと思うので、結果的には同じでも、少しでも緩やかに上がっていく。簡水から上水に移行してくる人のことを考えると、インパクトは少ないですが、やはりパターン①だと思います。
- 委員 私は、簡易水道の利用者の方々に、丁寧に値上げについて説明し、ある程度時間をかけて、料金の上げ方を理解してもらう必要があると思います。私は、パターン①がいいと思います。
- 委員 私は、1回であろうが3回であろうが、ここで決めたことが値上げになるので、その中では、段階的に上げるというパターン①がいいと思います。

- 委員 令和3年4月に上げるのと、10月に上げるのでは、上げる月によって、支払の多少の調整が出来ると思います。もし、それができるのであれば、パターン①であっても、パターン②であっても、払う額は同じになりますよね。
- 事務局 今のご意見は、例えば、3回の場合は、令和2年、令和4年、令和6年ですね。2回の場合の令和3年を、例えば、一年引き延ばして、令和4年に出来るかということですか。
- 委員 パターン①の場合、その超過料金統一の場合ですよね。そうした時に、パターン①でも②でも、同じようにするためには、パターン②の（値上げの）時期を4月ではなくて、8月とか10月に変更した場合、パターン①であっても、パターン②であっても、支払う額が、同じになるところがあると思うんですが。
- 委員 6年間で2回の値上げは、理解が得られると思いますが、3回はちょっとどうかと思います。2回で理解していただく方が、いいのではないかと思います。

~~~~~ 休憩 ~~~~~

- 委員 パターン②の時期を変更し、令和4年に上げるということが可能であれば、パターン①に固執することもないわけで。そういうことは可能でしょうか。
- 事務局 お示ししている内容は案ですので、1年先延ばしにすることについては、可能です。簡水と上水の料金の統一を令和4年にし、令和6年に10.8%に上げることは、可能です。
- 会長 ただいま折衷案で、パターン②の値上げの時期を令和4年に変更するという意見が出たのですが、いかがでしょうか。
- <拍手をもって承認>
- ありがとうございました。次に、料金体系の改定について、改めて事務局から説明及び提案願います。
- 事務局 料金体系の改定について、例えば、この6つのパターンが多いようでしたら、基本水量を10立方メートルでいくのか、それとも5立方メートルや8立方メートルに下げるのかをまず決めて、その後、その中で3つのパターンのうち、1つを選んでいただくという方法が分かりやすいと思います。
- はじめに、基本水量を10立方メートルか、5～8立方メートルに変更したパターン、どちらかのご意見を聞きたいと思います。

その前に、説明を追加させていただきます。パターン①～③を採用した場合には、料金の値上げのパーセンテージというのは、比較的簡水の方で、20～30立方メートル使われる率が、低くなっています。ただし、基本料金が10立方メートルですので、使用料の少ないご家庭には負担が出てくるということになります。そのため、基本料金比率は40%以上確保することが出来るケースになります。次に、パターン④～⑥につきましては、基本水量が下がりますので、少量しか使わないご家庭の方は、比較的有利な料金設定だと思います。ただし、10立方メートル、それ以上に使われる方に負担が高くなります。どちらのパターンも、一長一短ありますので、全体的なことを見ながら、検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。また、普通の家庭では、使用料がどのくらいというバラバラです。例えば、4人暮らしの世帯では、だいたい20～30立方メートルかなと思いますが、年代、性別、趣味等で変わってきますので、一概に比較することは難しいです。

■会長

10立方メートル以下の家庭は何割ですか。

□事務局

4割程度です。

■委員

私は、基本水量を下げる方です。

■委員

私は、基本水量を変えない方です。

■委員

私も、基本水量を変えない方です。

■委員

私も、基本水量を変えない方です。

■委員

私も、基本水量を変えない方です。

■委員

私の家庭では、2人暮らしで、だいたい20～25立方メートルまでを使っています。そのため、少数家庭だから、パターン④～⑥の方がいいと思いますが、基本水量を変えない方です。

■委員

新見市も人口減少により、一人暮らしの高齢者や、また、学生が今後増えると思います。そのため、基本水量は少ない方がいいと思いますが、私の家庭も9人家族で水道をかなり使っていますので、基本料金はそのまま行くのがいいと思います。私も、基本水量を変えない方です。

■委員

基本料金10立方メートルは絶妙な設定であると思いますので、現行どおり基本水量を変えない方をお願いします。

■委員

私も、現行どおり基本水量を変えない方をお願いします。

■委員

これからの新見市をみた場合、高齢者の一人世帯や学生の一人暮らしが、増えていくと思われます。また現在、簡水の方でも、

27. 5%が5立方メートル以下です。このような状況を考えますと、基本料金を変える方をお願いします。
- 委員 現行のままで、基本水量を変えない方です。
- 会長 皆さんの意見を聞きましたところ、現行のまま基本水量を変えない方が10人、基本水量を引き下げの方が、2名でございます。
- これにつきまして、ご意見ありますか。
- 委員 基本水量を変えない方に変更します。
- 委員 基本水量を変えない方に変更します。
- 会長 皆さんの総意で基本水量を変えないということで、決めさせていただきます。それでは、パターンにつきまして、意見をお願いします。
- 委員 30立方メートル以上使用した場合、このような推移になるのでしょうか。
- 事務局 簡水と上水の超過料金につきましては、上水の方は、一律200円で直線です。それに対しましては、簡水は11～30立方メートルまでが100円、30～50立方メートルまでが150円、50～100立方メートルまでが180円、101立方メートル200円という料金体系ですので、引き上げ率が高くなるのは、簡水の30立方メートルを使われる方になります。そのため、それ以上使用される方は、徐々に引上率は、下がってくると思います。
- 委員 パターン①をお願いします。
- 委員 私は、パターン②をお願いします。
- 委員 私は、パターン①をお願いします。
- 委員 私は、パターン②をお願いします。
- 委員 私は、パターン②をお願いします。
- 委員 私は、パターン①をお願いします。
- 委員 私は、パターン①をお願いします。
- 委員 パターン①をお願いします。
- 委員 パターン②をお願いします。
- 委員 公共料金的な考え方で、平等に負担の方がいいと思います。パターン①がいいと思います。
- 委員 新見市全体の水道使用料をみても、10立方メートルの方が半数以上いるので、10立方メートル当たりの上げ幅の一番小さいパターン①をお願いします。

- 委員
- 会長
- 事務局
- 事務局
- 会長
- 事務局
- 会長
- パターン①です。
- 皆さんのご意見を伺いまして、①のパターンの方8名、②のパターンの方が4名です。
- 再度事務局より、パターン①、②の違いをもう1回分かりやすく説明願います。
- パターン①と②の大きな違いですが、パターン①というのは、10.8%を改定するということで基本料金、超過料金に、各々10.8%を乗じたのが、パターン①になっています。パターン②というのは、本市の超過料金は、税抜きで200円という県内でもトップクラスにあります。ところが、基本料金につきましては、15市の中で中位であるということから、基本料金のみで10.8%をカバーしようとした場合、基本料金を27%上げないといけないということで、考えたパターンになります。
- 第4回の資料の17Pを見ていただきますと、岡山県下の15市の上水道料金の表があります。青の使用水量が、10立方メートルになっています。10立方メートルが基本的な基本料金と考えると、新見市につきましては、超過料金を含めた金額で、今現在は、1,512円で、中位よりやや下の方になります。
- 別添②のパターン①を見ますと、1,705円となっています。ここで、パターン①の1,705円に決めていただきますと、15市の中で、中位の基本料金の設定になります。パターン②で、決めていただきますと、1,958円になりますので、上位になる基本料金の設定としております。
- ご説明がありましたが、水道料金については、全国的にもまた、他の市も上がってくるんじゃないですかね。
- はい。第4回の資料の新聞の掲載記事にもありますように、高梁市も、料金改定を視野に入れ、昨年6月の定例議会において、発表しております。倉敷市も、昨年6月に新聞掲載にありますように、14.95%の平均値上げということで決定し、本年度から、料金改定を実施したところでございます。それから、真庭市、美作市、津山市につきましても、同様に料金改定を終えているところもありますので、参考にご検討いただけたらと思います。
- 以上の説明がございましたが、ご質問ございませんか。①のパターンが多いようですが、この案に賛同していただけますか。よろしかったら、拍手でご承認ください。

<拍手をもって承認>

(4) その他

次回審議会

日 時：令和元年5月24日

場 所：新見市役所 南庁舎3階 大会議室

- 委 員 確認になりますが、料金収入の80%について、今、現金と預金残高の2つがありますが、預金残高の金額がいくらになるのでしょうか。
- 事務局 前回5回目の資料の6Pをお開きいただきますと、一番上のグラフの表になりますけど、預金残高の推移の表です。  
オレンジ色の点線が、現在の平成29年度のキャッシュの金額になります。残高につきましては、一時料金改定によって、若干、増えるものの収支の関係で、年々下がっていき、平成40年頃から、緩やかに下がってくることになります。この金額については、平成45年度に、4億を上回る金額が、保持できるというのが、料金収入の80%でありまして、現在については、簡易水道、上水道合わせて5億程度の料金収入があるということで、ご理解いただければと思います。
- 委 員 はい。分かりました。

4. その他

井谷公認会計士（今回の審議会の感想）

私もいろんな審議会に出席していますが、一人一人の委員の方がここまで、言及されている委員会も、非常に珍しいと思っています。優良な意見も多く、参考になりました。非常にいい審議会であったのではないかと感じました。ありがとうございました。

5. 閉会

立花副会長

失礼します。会を重ねて6回、だいぶ終盤になりましたが、今日、簡易水道の委員の方の参加が少なかったのは残念ですが、出席の委員からは貴重なご意見が出たものと思います。今後に向けて、より良い意見をいただくことを、切に願って終わりとします。お疲れ様でした。

